

“障害者”と“健常者” わけて 見ていませんか？

弱者ではなく。いち住民として。

令和6年度 障害者週間講演会（動画配信）



手話通訳付きで
弁護士が解説！

障害者週間ってなに？

障害への理解や障害者の社会参加などを目的とした、普及啓発週間（12/3～12/9）のことです。

今年は、障害者に関する法律「差別解消法」と「虐待防止法」について、動画で解説します。

00:00/00:00

配信期間

2024 12/3 火 ▶ 2025 1/31 金



配信ページ

いつでも、どこでも、なんどでも。
区公式YouTubeで配信！

台東区 障害者週間



●動画視聴は無料ですが、視聴時には通信料がかかります。

パート1 義務化の意味すること

2024年4月1日より「合理的配慮の提供」が義務化。どんな対応を考えることが、合理的配慮なのか。知って欲しい。提供を行う側にも受ける側にも。具体例を交えて分かりやすく解説！

見ればあなたも気付ける、プラスの可能性！

パート2 通報は全ての人を救う

完全に無くすことは難しい障害者虐待。被害者はもちろん、加害者も救うための働きとは。お互いの不利益を、最小限に抑えるためには。虐待の種類や事例を用いて考える！

恐れず通報するための知識を身に付けよう！

お問い合わせ

台東区役所障害福祉課
TEL:03-5246-1207 FAX:03-5246-1179
障害者虐待防止センター(浅草ほうらい相談支援事業所)
TEL:03-5808-0067 FAX:03-5824-5631



動画の感想、取り上げて欲しいテーマなど、みなさまの声を聞かせてください！



主催：台東区